

所管部課	市民環境部 市民課		部長	田村 美砂	
件名	東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱				
	の一部を改正する要綱について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）の規定による事務処理と一部差異が生じていることから、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>第9条中「当該書類を住民基本台帳事務における支援申出書とみなして第6条及び第7条の規定を準用して処理する」を「当該区市町村が当該申出者の支援の必要性があることを確認したことをもって、支援の必要性があるものとして取り扱い、支援を行う」に改め、同条ただし書を削る。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国の事務処理要領との整合が図られる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。